

練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）実施要綱

令和7年3月21日

6練福生第2637号

（目的）

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の子どもが、生まれ育った環境に左右されず、能力や自己肯定感を向上させられるよう、学習塾代等を助成することにより、学校教育活動以外の学習体験における体験格差の解消を図り、学習機会の確保を図ることを目的とする。

（実施主体等）

第2条 事業の実施主体は練馬区（以下「区」という。）とし、事業の運営は区が適当と認める事業者に委託して実施する。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン 本事業実施のために区が交付する電子等のクーポンをいう。
- (2) クーポンシステム クーポンを利用するためのシステムをいう。
- (3) 参画事業者 クーポンが利用できる学習塾・通信教育・家庭教師等の事業者で、区の登録を受けたものをいう。

（助成対象者）

第4条 本事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、つぎに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区の区域内に住所を有し、児童扶養手当の全部もしくは一部を受給している世帯またはこれに相当する所得水準にあるひとり親家庭で、中学校1年生から2年生までまたは高校1年生から2年生までの生徒を持つ家庭であること。
- (2) 区が実施する練馬区ひとり親家庭向け家庭訪問型学習支援事業の支援対象でないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (4) 対象となる各学年において、過去に本事業による助成を受けていないこと。

と。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるものを本事業の対象者とすることができる。

(助成対象経費)

第5条 本事業の対象となる経費は、つぎに掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）とする。

- (1) 初期費用（入会金、入学金、入塾テストの費用）
- (2) 月謝、受講料
- (3) 教材費
- (4) 模擬試験代、学力テスト料
- (5) 夏期講習、冬期講習等の費用
- (6) 前各号に掲げる経費に準ずると区長が認めるもの

(助成額)

第6条 本事業における子ども1人当たりの年間の助成額は、つぎに掲げる額を上限とする。

- (1) 中学校1年生および2年生 10万円
- (2) 高校1年生および2年生 15万円

(助成期間)

第7条 本事業における助成期間は、クーポンの交付日から当該年度末までとする。

2 年度の途中において新たに助成対象者となることが決定した者の助成期間の始期は、クーポンの交付日からとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第10条第3項の規定により資格喪失の決定を受けた者の助成期間の終期は、資格喪失日までとする。

(助成の方法)

第8条 本事業における助成は、助成対象者に助成上限額分のクーポンを交付し、助成対象者のクーポンの利用額を参画事業者が区長に請求し、クーポンの利用額を支給することによって行う。

(申請)

第9条 本事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(助成対象者の決定等)

第10条 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、クーポンの交付対象とすることを決定したときは練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）対象者決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、クーポンを交付するものとする。

2 前項の審査の結果、クーポンの交付対象とすることができないときは、練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）非該当決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、クーポンの交付を受けた者が第4条の要件に該当しないと認めたときは、練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）資格喪失決定通知書（第4号様式）により当該者に通知するものとする。

(クーポンの不正利用の禁止)

第11条 何人も、虚偽の記載によりクーポンの交付を受けたり、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得したり、クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反した者のクーポンの利用を停止することができる。

3 区長は、前項の規定によりクーポンの利用の停止を決定したときは、練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）交付決定取消通知書（第5号様式）によりクーポンの交付を受けた者に通知するものとする。

(返還)

第12条 クーポンの交付を受けた者が前条第1項の規定に違反した場合において、既にクーポンの利用額があるときは、その利用額を区長に返還しなければ

ならない。

- 2 クーポンの交付を受けていない者が他の者から譲渡または売買等により不正にクーポンを取得した場合において、既にクーポンの利用額があるときは、その利用額を区長に返還しなければならない。
- 3 前条第1項のほか、区長が助成を不相当と認める事由が生じた場合において、既にクーポンの利用額があるときは、その利用額を区長に返還しなければならない。
- 4 区長は、前3項の規定による返還に当たっては、当該受給者に対し、練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）返還請求書（第6号様式）により返還を求めるものとする。

（報告）

第13条 区長は、助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者その他の関係者に対し、必要な事項の報告もしくは文書の提出もしくは提示を求め、または職員（事業者を含む。）をして質問もしくは照会をさせることができる。

（参画事業者の要件等の規定）

第14条 参画事業者の要件、登録申請、請求その他遵守事項等については、別途「練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）参画事業者募集要項」において定める。

（参画事業者との協定）

第15条 区長は事業の実施に当たり、参画事業者と協定を締結し、必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和7年7月2日7練福生第715号）

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。